

平成23年度第3回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第2回審議会会議録の確認

2 議 題

(1) 報告事項

ア 平成23年度可燃ごみ処理に係る支援の状況について

イ 新ごみ処理施設建設事業の進捗について

ウ 平成23年度生ごみ水切り実験モニターの集計結果について

(2) 「平成24年度小金井市一般廃棄物処理計画（案）」について審議

(3) その他

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項 目	平成22年度			平成23年度			比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合 計 (C = A + B)			合 計 (F = D + E)				
	家庭系(A)	事業系(B)		家庭系(D)	事業系(E)			
4月	1,063.2	83.5	1,146.7	1,047.6	56.1	1,103.7	△ 43.0	△ 3.75%
5月	1,184.1	64.6	1,248.7	1,098.4	59.6	1,158.0	△ 90.7	△ 7.26%
6月	1,237.7	65.1	1,302.8	1,076.5	58.1	1,134.6	△ 168.2	△ 12.91%
7月	1,233.3	62.7	1,296.0	1,061.8	57.3	1,119.1	△ 176.9	△ 13.65%
8月	1,097.2	59.1	1,156.3	1,082.9	58.9	1,141.8	△ 14.5	△ 1.25%
9月	1,063.8	64.9	1,128.7	1,044.1	68.5	1,112.6	△ 16.1	△ 1.43%
10月	1,125.0	57.4	1,182.4	1,005.7	61.3	1,067.0	△ 115.4	△ 9.76%
11月	1,162.3	64.9	1,227.2	1,074.3	66.9	1,141.2	△ 86.0	△ 7.01%
12月	1,213.2	64.0	1,277.2	1,098.3	58.8	1,157.1	△ 120.1	△ 9.40%
1月	1,044.4	53.6	1,098.0	1,032.7	51.4	1,084.1	△ 13.9	△ 1.26%
2月	914.2	52.5	966.7			0.0		
3月	1,048.6	59.4	1,108.0			0.0		
合 計	13,387.0	751.7	14,138.7	10,622.3	596.9	11,219.2	△ 844.8	△ 7.00%

平成23年度 可燃ごみ処理の支援状況について

単位：t

支援先	処理委託期間	処理委託料 (円/t)	支援量 (搬入上限)	1月31日までの 搬入量(実績)	備考(構成市等)
多摩川衛生組合(第2ブロック)	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	48,000	8,000	7,956	構成市：稲城市・狛江市・府中市・国立市
	平成23年11月16日～ 平成24年3月31日	48,000	1,000	825	構成市：同上 特別処理分
国分寺市(第2ブロック)	平成23年12月1日～ 平成24年3月31日	42,000	1,200	502	
日野市(第1ブロック)	平成23年12月2日～ 平成24年3月31日	48,000	800	696	
多摩ニュータウン環境組合(第1ブロック)	平成23年12月12日～ 平成24年3月31日	47,000	500	315	構成市：八王子市・町田市・多摩市
昭島市(第1ブロック)	平成24年1月4日～ 平成24年3月31日	48,000	400	101	
町田市(第1ブロック)	平成24年1月4日～ 平成24年3月31日	45,100	900	227	
八王子市(第1ブロック)	平成24年1月14日～ 平成24年3月31日	45,000	500	0	
三鷹市(第2ブロック)	平成24年2月1日～ 平成24年3月30日	42,000	400	0	
合 計			13,700	10,622	

平成24年度燃やすごみ（家庭系）の減量効果の推計にかかる算出資料（2月23日修正版）

	項目	数・量		備考	
平成23年度の処理量(推計)	22年度4月～9月（実績）	6,879,290 k g	ア		
	23年度4月～9月（実績）	6,411,260 k g	イ		
	（増減率）	0.932	ウ	イ÷ア	
	23年度下期推計	6,065,167 k g	エ	前年度下期6,507,690 kg×0.932	
	23年度の推計	12,476,427 k g	オ	イ+エ	
平成24年度の処理量(推計)	人口の伸び率	1.00685	カ		
	24年度の推計	12,561,891	キ	オ×カ	
	24年度人口推計	116,943 人	ク		
	1人1日あたりの燃やすごみの量	294 g	ケ	キ÷ク÷365日	
	ケのうち生ごみの割合（单身）	37.2%	コ	平成23年度 組成分析による	
	ケのうち生ごみの割合（一般）	57.3%	サ	平成23年度 組成分析による	
	1世帯1日あたりの生ごみの排出量	一般世帯	505 g	シ	ケ×サ×3人（1世帯あたり約3人）
単身世帯		109 g	ス	ケ×コ（1世帯あたり約1人）	
生ごみ処理機による生ごみの減量の減量	投入可能なものの割合	80%	セ	投入可能な食品の割合を80%とする	
	年間継続的稼働日数	260日	ソ	5日/週×52週とする	
	1世帯の年間生ごみ投入量	105,040 g	タ	シ×セ×ソ	
	年間継続的稼働台数 （平成24年度の新たな稼働台数）	260台	チ	別表のとおり	
	電動式乾燥型の年間継続的稼働台数 （平成24年度の新たな稼働台数）	165台	ツ	別表のとおり	
	年間の生ごみ乾燥物の生成量	2,475,943 g	テ	タ×ツ×1/7	
	生ごみ乾燥物の戸別回収見込量	1.24 t		テ×50%（市回収、拠点回収に出している人/22年度アンケート調査）	
	ごみとして排出される生ごみ乾燥物の量	445,670 g	ト	テ×18%（ごみとして排出すると答えた人/22年度アンケート調査）	
水切りによる減量	24年度世帯数推計	56,867 世帯			
	単身世帯数	25,476 世帯			
	一般世帯数	31,391 世帯			
	水切りによる減量率	17.47%	ナ	平成22年11月調査	
	1世帯1年間水切りした場合の減量	一般世帯	32,202 g		シ×ナ×365日
		単身世帯	6,950 g		ス×ナ×365日
水切り指導の効果目標 （平成24年度の新たな効果目標）	約25%の世帯			全世界帯数の約25%の世帯に対する新たな効果を見込む。	
古紙混入防止による減量	燃やすごみの古紙混入率	14.8%	ニ	平成23年度 組成分析による	
	1人1年間古紙混入防止した場合の減量	15,882 g		ケ×ニ×365日	
	古紙分別の効果目標 （平成24年度の新たな効果目標）	人口の約10%		全人口の約10%の人口に対する新たな効果を見込む。	

家庭系生ごみ処理機の補助台数および年間継続的稼働台数（推計）

（単位：台）

年度 補助台数 種類		23年度(推計)		継続的に稼働している台数（補助台数の78%）			
		（ ）内は12月 まで実績	23年度 までの合 計台数	23年度まで の台数× 78%	24年度の状況		
					予算要求 状況	継続的稼働台数(見込み)	
						予算要求の 1/2	予算要求の1/2 の78%
		296 (222)	3,252	2,537	370	185	144
内 訳	コンポスト	1 (1)	66	51	10	5	4
	手動式	29 (22)	61	48	10	5	4
	電動式 (乾燥型)	157 (118)	2,375	1,853	266	133	104
	電動式 (バケ型)	95 (71)	736	574	84	42	33

* 生ごみ処理機の年間の継続的稼働台数は補助台数の78%とする。(平成22年度実施アンケート調査)

* 24年度の継続的稼働台数の算出は、年間補助台数（予算要求台数）の1/2とし、その78%とする。

ただし、23年度の継続的稼働台数についても、23年度の補助台数の1/2とし、その78%と見込まれるため、その同台数を加え、23年度の継続的稼働台数とする。

平成23年度水切り実験モニター実績表

モニター No.	第1期 (H23. 6. 16~7. 5)				第2期 (H23. 7. 16~8. 5)				第3期 (H23. 10. 16~11. 5)				第4期 (H24. 1. 15~2. 5)				全期の平均				
	水切り前 (g)	減量 (g)	減量 割合 (%)	実施 日数 (日)	水切り前 (g)	減量 (g)	減量 割合 (%)	実施 日数 (日)	水切り前 (g)	減量 (g)	減量 割合 (%)	実施 日数 (日)	水切り前 (g)	減量 (g)	減量 割合 (%)	実施 日数 (日)	水切り前 (g)	減量 (g)	減量 割合 (%)	実施 日数 (日)	
1	429	58	13.5	10	477	65	13.6	12	411	70	17.0	10	531	61	11.5	10	462	64	13.9	11	
2	371	11	3.0	20	228	4	1.8	20									300	8	2.4	20	
3																					
4	405	37	9.1	11	552	55	10.0	12	272	30	11.0	12	301	42	14.0	13	383	41	11.0	12	
5	495	57	11.5	12	586	61	10.4	11	580	31	5.3	11	597	60	10.1	18	565	52	9.3	13	
6																					
7	1,265	32	2.5	6	873	72	8.2	9									1,069	52	5.4	8	
8	517	41	7.9	15	210	15	7.1	11	293	16	5.5	20	460	17	3.7	11	370	22	6.1	14	
9	330	6	1.8	11	283	8	2.8	10									307	7	2.3	11	
10	192	29	15.1	13	251	32	12.7	18	195	36	18.5	14					213	32	15.4	15	
11																					
12	326	5	1.5	12	364	22	6.0	16	221	17	7.7	18	261	11	4.2	22	293	14	4.9	17	
13	94	35	37.2	20	83	31	37.3	20	72	19	26.4	20	54	17	31.5	15	76	26	33.1	19	
14																					
15	482	0	0.0	15	529	0	0.0	15	563	0	0.0	15	511	0	0.0	15	521	0	0.0	15	
16	168	60	35.7	20													168	60	35.7	20	
17	428	47	11.0	15	518	79	15.3	20	399	39	9.8	20	309	36	11.7	20	414	50	11.9	19	
18	744	79	10.6	10	625	48	7.7	13	826	59	7.1	13	726	83	11.4	11	730	67	9.2	12	
19	349	20	5.7	20	254	18	7.1	20	442	34	7.7	11	355	20	5.6	11	350	23	6.5	16	
20	296	60	20.3	10	187	19	10.2	10	285	37	13.0	10	373	40	10.7	10	285	39	13.5	10	
21	291	22	7.6	11	548	56	10.2	10	407	33	8.1	10	392	42	10.7	10	410	38	9.2	10	
22	397	61	15.4	18	462	36	7.8	19	553	50	9.0	17	542	45	8.3	16	489	48	10.1	18	
23	579	37	6.4	16	566	58	10.2	10	548	47	8.6	12	613	86	14.0	10	577	57	9.8	12	
24	850	108	12.7	10	555	72	13.0	10	633	106	16.7	17	485	68	14.0	18	631	89	14.1	14	
25	441	20	4.5	10	625	24	3.8	10	343	33	9.6	10	297	22	7.4	10	427	25	6.4	10	
26	170	45	26.5	14	154	40	26.0	10									162	43	26.2	12	
27																					
28	440	15	3.4	10	478	22	4.6	11	569	17	3.0	10					496	18	3.7	10	
29	301	27	9.0	11	318	25	7.9	11	341	29	8.5	11	311	24	7.7	10	318	26	8.3	11	
30	393	31	7.9	12	389	32	8.2	10	382	33	8.6	13	407	37	9.1	10	393	33	8.5	11	
31	692	47	6.8	10	719	120	16.7	10	636	63	9.9	14	609	56	9.2	16	664	72	10.6	13	
32	573	34	5.9	10													573	34	5.9	10	
33	492	87	17.7	11													492	87	17.7	11	
34	287	10	3.5	18													287	10	3.5	18	
35	741	32	4.3	14													741	32	4.3	14	
平均	451.3	38.4	10.6	13.2	433.4	40.6	10.3	13.1	427.2	38.0	10.1	13.7	428.1	40.4	10.3	13.5	439	39	10.6	13	

※ 実験モニターは、一般市民（ごみゼロ化推進委員）から応募した方々によるものである。

感想・意見等

第1期（H23.6.16～7.5）

- * 流し台の近くにポリ袋を置いて、果物や野菜くずを入れる。水切り袋には、茶がらや野菜の小さなくずを入れる。最後によく水気を絞ってから先のポリ袋に入れ、広告紙に包んで有料袋に入れる。水切り袋はコンパクトで使い易い。
- * 5人家族だが、外食が多い。家での食事は、最小限に抑えて、無駄のないよう、食べ残し等がないように調理している。また、リンゴの皮・メロン・スイカは細かく切って、外で1日干して水切りしている。トウモロコシの芯も小さい輪切りにして干している。
- * この時期、1日分の生ごみを計量するために、保存しておくのが大変だった。コバエ等が来て暑い季節は気になる。通常は、生ごみは処理機で乾燥したり、バケツを作って処理したりしているの、三角コーナーに溜まったら、その都度、処理している。
- * 水切り袋の口が小さいし、弱い。
- * 我が家では、以前から水切り袋を利用し、しっかり水切りをしているので今さらと思ったが、数字で表されるとやっぱり水切りが大切だと思った。
- * 高齢者2人の家のごみは毎日が同じようなもので、変化に乏しいようだ。握力も劣っているかも知れない。
- * 集合住宅なので、以前からポリ袋に入れて捨てていた。生ごみを直接接触するのはやや抵抗があるので、絞り方の良い方法があれば参考にしたい。
- * 絞りにくく、絞り具合が難しい。
- * ストッキングタイプの水切りごみ袋は、目が細かく、小さいごみを通さず、使い易い。
- * 今回の調査は、水切り実験ということで何日間か楽しみながらやった。日頃、野菜くずは切ったらザルに入れて乾燥させてから捨て、水分を含むようなご飯の残りは鳥にあげたりして、できる限り可燃の袋を軽くしていたが、今回、本当に「ひとしぼり」が大切かが分かった。日頃のごみは水分の多い生ごみだと思うので、焼却のエネルギーも使うし、なかなか燃えないと思う。これからも「ひとしぼり」頑張りたい。とても良い経験になった。
- * 生ごみ処理機「くうたくん B」を使用中だが、この処理機は水分60%を保持するためにある程度水分が必要だ。生ごみを燃やすごみに出す場合は、更なる水切りが必要だ。
- * 毎朝、バナナを食しているの、水の切り様がないので生ごみとしてはかなりの重さがある。水分のある台所ごみは茶がらくらいだ。
- * 水分の少ない生ごみは、室内に広げて干してから計り、水分が多めの生ごみと排水溝のごみはネットに集めて量った。次回からは、乾いている生ごみ以外は、ネットに集めて量ってみたいと思う。
- * 三角コーナーを使っている。水気のある茶がらやコーヒーなどは手で絞って入れるし、野菜くずなどもなるべく水を払って入れるので、計量の時は殆ど変わらずだった。生ごみの計量はしたことがなかったが、思ったより量が少なくて水気も切れているのに驚いた。いつもこうしていた。料理したものは捨てたことがない。必ず全部食べてしまう。作ったものを残して捨てていたら、きっと量も多く、重さ、水気も多く出るのだと思う。主人と二人暮らしで夫は良く食べてくれるので、3食きちんと食事の支度をするが、生ごみの水切りの心配は我が家ではないようだ。モニターに選ばれて引き受けたが、なかなか面倒だった。でも依頼者の顔を立って一生懸命にやった。
- * 調理くずはそのままごみ袋に入れている。食べ残しは殆どない。シンクへ流すものは殆ど茶がらのみ。この期間でほぼ動向は出ていると思う。
- * 袋の八分目位溜まったら量ることにしていた。二人暮らしなので毎日では溜まらず、10日以上とのことだったので、予定の5日まででは10日に充たすことができず、日程が延びてしまった。ごみが少なくても日程以内に10日以上量ったほうが良いのか、袋の量を同じくらいで量ったほうが良いのか、どちらにしたら良いのか。今回は量の平均でさせて頂いた。スイカ・パイナップル・メロン等は皮が固く、小さく切っても水気が絞れないので、干したほうが水分が切れる。
- * 今まで排水溝からごみを捨てていたが、今回ネットを頂いたので三角コーナーにしてみた。排水溝からごみを袋に入れるよりも、三角コーナーの中で予め水が切れているようで、水分量はいつもより少ないと感じた。
- * 1日3食しっかり料理すると、当然ながら生ごみが増える。キャベツの外の葉やトウモロコシの皮などは、スーパーに置く時は置いている。スイカの白い部分は漬物にしているのをTVで見たが、まだ挑戦していない。生ごみの水切りをすることは、回収して下さる方々や焼却施設の負担を考えれば、マナーとして当たり前のことであると思う。もともと簡単には絞って出していたが、以前にも増して、強く絞るように心掛けている。しかし、「ごみを減らす」という根本的な問題解決には至っていない。何をどう減らせば良いのか、個人にできる努力は限界に近い。市民まつりやさくら祭などの大規模行事でのごみ減量の徹底や子育て中の若いママ達、幼稚園や小学校での早い段階での教育（問題意識を持たせる

刷り込み)など早い結果が見込めなくても、各方面にいろいろな種蒔きをして頂きたい。

- * 毎日計量したが、排水溝に入れるものは少量だ。計量の時間を一定にした。夕食の残りはできる限り、排水溝に入れなかったため、少量だった。
- * 水を絞るため、小さめのレジ袋を使うようになった。絞り方やその工夫について、参加した人たちから意見を求めてはどうか。レジ袋を増やすことに違和感を覚える。自宅では、まず、排水溝にそのまま流れる生ごみを一旦、三角コーナーに移し、半日置き、水切りができた段階で量るので、10g~50gの間で水分が計量され、水分量が少ない結果となっている。排水溝に袋を入れて量った人とは水分量が違っている。普段からどういうごみ出しの方法を取っているのか、しっかりと調査が必要だ。具体的には、水切り袋は三角コーナーに使用しないことが生ごみの水分の割合を少なくするには大切なことだと考える。同じ袋を何回も使うのは難しいと思う。

第2期 (H23.7.16~8.5)

- * 生ごみの減量に日頃から気を付けている。知識を広めるため、関心のない人々に調査をするほうが有効と思う。買い物時にスーパーにてフィルム・プラスチックごみ・容器等すべて置いてくる人もいるが、自分で出すごみの減量にはなっても、根本的には変わっていない。野菜の皮も(大根、人参など)きれいに洗って消費(料理に使う)している。新しいアイデアがあれば教えて欲しい。
- * 排水溝の生ごみはどうしても水分が多くなる。その点、三角コーナーの生ごみは、流しの外に出して置けば、水もかからず水っぽくならない。それでも、ネットの上から、ひと絞りすると、更に水分が減った。少し面倒だが、そのひと手間がごみ減量につながる地道な作業だと実感した。
- * 生ごみを三角コーナーに集め、量ってみるとやはり水気が多く生ごみに残り、捨てる時の水切りが厄介である。ネットの中の生ごみが多くなると絞る時、力を入れないとしっかり水を切ることができないので、やはり三角コーナーに生ごみを集めるのは勧められない。生ごみはこまめにゴミ袋に捨て、なるべく水に濡らさないようにし、水気の多いものは天日干し等のひと手間をかけ、捨てるようにすることが良さそうに思う。
- * 朝の調理後か夜の調理後か、計量の時間によって差が出る。
- * 野菜くずとフルーツの皮だけの時は水分が絞り易い。スイカやメロン等は干したほうが良く、他のものが入っていないと虫もあまり出ない。野菜くずは下ごしらえの時、野菜だけでも量は多くなるが、水切りの量は意外と少なかった。スイカやメロンの皮は、小さく切って袋に入れると水切りもし易い。魚の骨が入っている時は、絞りにくいので水切りも少ない。
- * 夏場は、腐り易く、臭いも出やすいので、魚や肉のごみはすぐに袋に閉じ込めることが多かった。また、麦茶を毎日2回作るため、「麦」のごみが毎日発生。予め水分を含むので、ザルに入れて乾燥後、水切り袋に入れることにした。生ごみ投入期間は、投入物を南中に持っていき前に水を切り、量った。
- * 人参やごぼうはあまり皮をむかない。大根の皮は味噌汁に使う。葉は炒める。

第3期 (H23.10.16~11.5)

- * 流し台の近くにポリ袋を置いて、それに果物の皮・野菜くず・茶がら・魚の骨などを入れる。大根・人参・ごぼうなどはなるべく皮をむかないよう使う。ブロッコリーは茎の皮をむいて使っている。
- * 排出した生ごみは、一中の生ごみ投入事業と市で購入した処理機「くうたくん」で処理している。
- * 三角コーナーである程度の時間を置くと水切りがされている。(「水分はプラスチックの容器に入れて目分量」で測定している。)
- * 果物の皮が入っていない時は200g台。
- * 夜、生ごみの入った袋を排水口より上げて朝まで置くだけでも水は大分切れている。
- * 夏は網袋に生ごみが入った袋を入れ、吊るしておくことで乾燥するので絞る手間が要らない。
- * 生ごみよりも燃やすごみ(綿・銀紙を張ったパック、ボロ布、他等々)が多く出る。これらを何とか少なくしなくてはと思うが、生ごみより厄介である。
- * 計量する時間がまちまちなので大変である。
- * 野菜の切り落としやリンゴやミカンの皮・卵のガラは排水口に入れていない。

第4期 (H24.1.15~2.5)

- * 水切りは外に下げておいたほうがよく切れる。夏は特に鳥に見つからないよう気をつけねばならないが、絞る水切りは私のまわりでは皆さんやっているようだ。皆、ごみを少なくするのに協力している。一日も早くごみ焼却場を決め、作って下さる事を願っている。
- * 流し台の近くにポリ袋を置き、大きなくずを入れている。水切り袋には細かいくずだけを入れる。大根・人参は皮をむかない。ブロッコリーは茎の皮をむいて使う。
- * 1月7日土曜日より前原小学校で生ごみリサイクルを始めたので、水切り後はリサイクルに出しているため、燃やすごみの日の量が少なくなった。冬期なのでみかん・りんご皮等の水分がなく、水分の差が少ない。(里芋、じゃが芋、レンコン、かぼちゃ等々)。毎週土曜日実施。一週間まとめて出している。以前は20ℓの袋で出していたが、今は10ℓの袋で済む。生ごみリサイクルでごみ減量施策への協力は大きだ。

平成 24 年度一般廃棄物処理計画（案）に対する提案事項

2012 年 2 月 21 日 加藤了教

ごみ処理実績（推定）・見込み量及び計画処理量 処理量 17,403 t（可燃ごみ 12,793 t 不燃ごみ 4,560 t、有害ごみ 50 t） 596 g/人日 減量目標（前年度比）：可燃系ごみ 5%、不燃系ごみ 1%、資源化率（エコセメント除く）48.7%	
新たに実施する施策 ア、再使用可能なくつ・かばん類等を 市施設へ持ち寄り資源の有効活用 イ、子ども向けキャラクター活用 提案 ：HDMシステム実証テスト実施 ：廃食油の回収	意見・提案 ＊くつ・かばん類以外のものでも再使用可能なものは市施設に持ち寄る。有料との関係を整理する必要がある。 ＊広報活動と共に学校等での環境教育を充実させる。 ＊生ごみの確実な減量につながる。 ＊資源の有効利用・可燃ごみの減量
充実させる施策 ア、生ごみの水切りによる減量 イ、ごみ分別指導員制度の定着 一般市民及び転入者等に対する分 別指導 ウ、町会・自治会等の大型生ごみ処理 機の活用を広める エ、土曜生ごみ及び夏休み生ごみ市民 投入を広める	意見・提案 ＊「水切りカラット」など購入補助による生ごみ減量効果を上げる。 ＊生ごみアドバイザー制度によるアフターフォロー ＊市役所に専門用窓口を設け小金井市のごみ分別指導にあたる。転入者は必ず指導を受ける。 アパートなどに住む住民登録のない人には家主・管理者からへの指導 ＊町会・自治会に出向き、生ごみ処理機の普及。 ＊土曜生ごみ市民投入、現在の 5 校から 7 校への目標をもち、町会等市民に働きかける。市報等により広報活動を活発にする。
継続させる施策 ア、一般家庭からの剪定枝資源化による燃やすごみの減量 イ、生ごみ処理機購入補助費制度利用による機器の普及 エ、事業者向け生ごみ処理機購入補助費制度の周知・活用促進 オ、販売事業者の特定容器の自主的な回収・処理の拡充を図る カ、粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る ケ、集団回収の実施広報と行政のサポートにより活動の活性化を図る	意見・提案 ＊剪定枝の他に「落ち葉」を資源化し、燃やすごみの減量を図る。 ＊現在の 3 区分を一本化する。5 万円限度 80%補助変わらず。 ＊料飲組合・商店会等に出向き、購入補助費制度の普及・活用を努める。 ＊事業者・市民・行政の共同会議を設置し、販売事業者の特定容器の自主回収・処理を進める。 ＊市民まつり等各種イベントにフリーマーケットを開催する。5 月 3 日を「ごみリサイクルの日」とし、リユース・リサイクルまつりを開催する。 ＊市報等で内容や実施例やメリットなど知らせる。 用具の一部補助を検討する。町会等に働きかける。

＊小金井市環境部ごみ対策課が提案した計画案の文章を簡略化しています。

＊児童（子ども）生徒を対象にして環境教育は、新たに実施する施策の中にまとめるなどしました。

平成 24 年度一般廃棄物処理計画（案）に対する提案理由

2012 年 2 月 21 日 加藤了教

平成 24 年度一般廃棄物処理計画（案）ごみ減量に向けた施策（10～11 ページ）について別紙に意見提案を列挙しました。意見と提案理由について以下要旨を述べます。

<新たに実施する施策>

ア、再利用可能なくつ・かばん類等を市施設へ持ち寄り資源の有効活用を図る。

中間処理場の展示コーナーを見ると、新品のクツや小物が不燃物として捨てられている現実を見ることが出来ます。近所付き合や地域コミュニティが少なくなっている今日、不用品を譲り合う場が少なくなっています。「再利用可能なものは、リサイクル事業所へ」となっていますが、すべて有料であるため、指定袋に入れたほうが安いとなりごみとして出す結果になります。無料リサイクル交換の場や市の施設（公民館等）に持ち寄ることは資源の有効活用になります。

イ、子ども向け減量キャラクター使用による広報活動

「子どもを含む若年層への広報・啓発によってごみ減量を図る」項目は、充実させる施策「児童・生徒を対象とする環境教育によりごみに関する意識の向上」と重なると思います。広報活動はどのような形を考えているのかは分かりませんが、市報とは別の「子供向けの広報」を新しく作ることになるでしょう。中間処理場だけでなくリサイクル事業所（ペットボトル・缶処理・堆肥化工場含む）紙類の集積所も見学の対象にすべきと思います。

* 提案：HDM処理システム実証試験の実施

市議会において全会一致で可決されてから 2 年になりますが、建設場所や規模問題等及び東北大震災の影響、年に 2 度の市長選挙等が重なって市と HDM 実証テスト推進する会との話し合い（HDM 導入検討会）における具体的な進展はありません。可燃ごみの減量は喫緊最重要課題となっていることは言うまでもありません。その確実な道は可燃ごみの大半を占める生ごみの減量です。HDMシステムは全国の民間や自治体で 10 ヶ所以上本格運転しているシステムです。しかし市街地での導入経験がないことから大事をとって「実証試験の実施」を提案しました。今年度中には実証試験の導入を図るべきであると考え、新たに実施する施策として検討されるよう提案しました。

* 提案：廃食用油の資源回収

昨年度、委員から提案がありました。市民ボランティアによる廃食用油の回収が続けられていますが、一地域に限られ、量も限定的です。市内全域に広げるためには行政が責任をもって市民と協働する必要があります。廃食用油の回収は飲食店や家庭から大変喜ばれているだけでなく、可燃ごみとして捨てられているものが、資源として利用される大きなメリットがあります。

<充実させる施策>

ア、生ごみの水切りによる減量を「水きりカラット」で

生ごみの水切りのよる減量効果は、生ごみリサイクル全国ネットワークをはじめ多くの自治体でも検証・実証済みです。小金井市でもごみゼロ化推進会議が「水きりカラット」のモニター実験をしてその効果を確認しています。小金井市がキャンペーンなどで市民に無料提供している「水切りネット」で絞る程度では効果は限られています。生ごみは水切りは多様な方法がありますが、「水に濡らさない」を前提に、風乾・出来れば天日干しが切り札です。そのためには生ごみ風乾容器「水切りカラット」使用が確実です。一部の自治体では購入補助金の対象にしています。小金井市で「風乾容器」の購入補助を導入すべきと提案します。

イ、生ごみアドバイザー制度によるアフターフォロー

市民によるごみ分別指導員制度は、昨年から実施されました。定着と活動を広めるため、一般市民及び転入者に対する働きかけが必要です。そのためには市のごみ指導員との連携・協働を深めなくてはならないと考えます。一方、同時に検討していた「生ごみアドバイザー制度」については具体的進展がありません。既にごみゼロ化推進会議では一定の具体的な「タタキ台」を市に示しています。市はこれを受けて具体的な案を提出すべきであります。これまで生ごみ処理機器購入補助金申請業務から、生ごみ処理機の失敗しない効率的な使用方法についての講習会を始めましたが、参加者が少ないことを理由に止めてしまっています。参加者の少なさは宣伝や取り組みに問題があったのではないのでしょうか。生ごみ処理機器を使用してみたが、途中で止めてしまう方が以外に多く聞かれます。購入申請名簿を元に、現在どのような状態にあるかを調査することが第一歩です。生ごみアドバイザー制度は、他の自治体でも取り入れている制度で成功例を参考に具体化することを提案します。

ウ、町会・自治会等への生ごみ処理機普及

生ごみ処理機の普及にはまず現在稼働している地域の生ごみ処理機投入参加者が少ない、この原因と克服が第一です。稼働状況の把握、参加者を増やす取り組み相談等アフターフォローが不足しているという声がかかります。設置業者・行政・管理者3者が迅速に対応すると共に日頃の状況把握は必要です。普及には町会・自治会等へは申請待ちではなく、直接的な働きかけが必要と考えます。

オ、夏休み生ごみ及び土曜生ごみ市民投入を広げる

昨年の「夏休み生ごみ市民投入」は原発事故による節電に配慮し、原則的に毎日投入を控え、地域の自主的な取り組みとしました。今年も節電の中、投入管理ボランティアと投入参加者を増やすことが課題となります。そのためには市報・市民へのチラシ・学校生徒へのチラシ・町会報等の宣伝と町会・自治会の役員会働きかけが必要となります。

土曜生ごみ市民投入は、昨年秋の「小金井市ごみ危機」を契機に2校増え5校となりました。

それぞれ学校は投入量が増える傾向にあり、今年は5校から7校に増やす目標を掲げたい。

土曜生ごみ投入量と投入校を広げるには、管理ボランティアと投入参加者拡大の課題があります。

<継続させる施策>

ア、一般家庭からの剪定枝資源化による燃やすごみの減量

一般家庭から出される剪定枝の全量資源化は目標を大幅に超える達成をしました。24年度は23年度ほどの減量効果を期待できません。現在、草葉は450/袋までとなっています。他市では剪定枝と落ち葉（草葉）を合わせ資源化しているのが一般的であります。24年度は「剪定枝・草葉全量」の資源化を提案します。

イ、生ごみ処理機器購入費補助金制度区分の一本化

生ごみ処理機器の購入金補助区分は右の表のようになっています。市販されている生ごみ処理機器の中には右の3区分では不都合が生じています。例えば「くうたくん」（商品名）は堆肥つくるのではなく生ごみを減容・消滅型であり、手（手動）で攪拌しますが、手動式かくはん型ではなく生ごみ堆肥容器としています。また生ごみ堆肥容器（コンポスト容器）でも1万円/台以上するものもあります。

区分	補助金額	再申請期間
電動型	1台まで 5万円限度	5年
手動かくはん型	1台まで 3万円限度	5年
生ごみ堆肥容器	2台まで 8千円	3年

上記各区分それぞれ限度内80%補助

これからも処理機の改良・多様化が考えられます。申請する側、受ける側の判断に困ることの内容に「5万円限度・80%」の一本化を提案します。

エ、事業者向け生ごみ処理機購入補助制度の周知・活用の促進

事業者向け生ごみ処理機購入費補助金制度は「1台まで100万円限度50%補助、再申請期間10年」となっていますが、事業者にはあまり知られていません。広報の他に、料飲組合や各商店会に出向き補助制度を知ってもらい、処理機の紹介や使い方等を紹介することが活用の促進につながります。

オ、販売事業者の特定容器の自主的な回収・処理の拡充

販売事業者の特定容器の自主的な回収・処理は拡大生産者責任の観点からも重要です。

日野市では事業者・行政・市民団体3者の共同会議をもち、ペットボトルやトレーなど特定容器を販売店にお返しする運動（お返し大作戦）によって25～30%の減量を達成しています。販売事業者個別の交渉や市民の自覚に頼ってはいは販売業者による回収と処理は進みません。小金井市でも事業者・行政・市民団体の共同会議を設け、特定容器の本格的減量に取り組むべきと考えます。

カ、粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る

リサイクル事業所はジャノメシン工場跡の古い倉庫を利用しているため、狭く・きれいでもなく販売や市民の交流に適しているとは言えません。新庁舎建設の際には「リサイクルプラザ」を設置する必要があります。当面は市民まつり等の各種イベントにフリーマーケットを開きリユースの販売やごみ減量等の啓発活動をする。また5月3日を「ごみリサイクルの日」とし、武蔵小金井駅南口フェスティバル広場などで「リユース・リサイクルまつり」を開催する。これらを提案します。

ケ、集団回収の実施広報と行政のサポートにより活動の活性化を図る

小金井市の集団回収の登録団体及び回収量は近年増加していますが、回収量は依然多摩26市中23位と最下位クラスにあります。（別紙表参照）小金井市の類似団体である多摩市と比べると、交付金や取り扱い品目は同じなのに回収量は、多摩市87.4g/人日、小金井市32.5g/人日（平成22年度）と大きな開きがあります。小金井市は広報・宣伝が少ないように思います。

集団回収しているところは、交付金で子ども会の運営費を賄っている、防災用具を揃えるなどメリットを知ってもらう。多摩市は広報の他に冊子、ホームページに専用ページ、説明会等を行っています。小金井市も町会・自治会・PTA・子ども会・老人会・サークル・婦人会等に働きかけることにより大きな前進を図ることが出来ると考えます。また、始めるにあたって、のぼり旗・看板・雨除よけシートなど一部用具の補助も検討も必要と考えます。

小金井市の集団回収について

総資源化量と集団回収量 (t)				
年度	総資源化量	集団回収量	集団回収比率 %	登録団体
17	13,312	1,130	8.5	94
18	13,292	1,163	8.7	94
19	13,503	1,188	8.8	93
20	12,469	1,165	9.3	94
21	12,651	1,165	10.7	113
22	13,210	1,367	10.3	120

*市報特集号等から

多摩地域集団回収比較	
市	g/人日
東久留米市	90.9
青梅市	90.7
多摩市	87.4
府中市	79.3
町田市	73.3
稲城市	71.0
あきる野市	69.6
立川市	67.5
福生市	65.5
武蔵野市	65.3
三鷹市	55.6
国分寺市	55.3
小金井市	32.5

多摩地域ごみ実態調査
平成 22 年度統計

登録団体内訳 (t)				
年度	子ども会	自治会	その他団体	計
17	43	20	31	94
18	43	20	31	94
19	44	19	30	93
20	42	22	30	94
21	42	41	30	113
22				

*清掃事業概要から

小金井市
 集団回収事業奨励交付金
 紙類・布類・金属類・ビン・その他
 の有化物：10 円/kg

主な品目 (t)				
年度	新聞	雑誌	ダンボール	布
17	664	235	184	33
18	677	250	189	33
19	659	273	207	33
20	614	281	217	34
21	680	374	232	48
22				

*清掃事業概要から

小金井市と多摩市の人口等比較 (平成 24 年 2 月 1 日)		
	小金井市	多摩市
人口	116,137	146,420
世帯	56,233	65,660

*外国人登録含む
*小金井市と多摩市は類似団体

多摩市における主な資源回収量比較 (平成 20 年度)					
		集団回収	行政回収	計	集団回収比率%
登録団体		209			—
世帯数		42,994	64,943	107,937	66.2
回収量 t	新聞	2,722	754	3,476	78.3
	ダンボール	425	832	1,257	33.8
	雑誌・雑紙	1,167	2,380	3,547	32.9
	布	202	429	631	32.0

*スチール缶リサイクル協会・集団回収マニュアルから

多摩市
 集団回収交付金
 紙類・布類・金属類
 ペットボトルなど：
 10 円/kg

集団回収を成功させるには

① 目的をはっきりさせる	集団回収の意義や収益金の使いみちを話し合い理解してもらう
② 役割分担をする	回収を無駄なく進めるには連絡係・梱包係・整理係などそれぞれ役割分担を決める
③ 回収品目を決める	古新聞などやりやすいものから始めだんだんに増やしていく
④ 参加を呼びかける	近隣などに呼びかけ、分かりやすく、覚えやすい日時にする
⑤ 集める場所を決める	分かりやすく、交通のじゃまにならない場所を選ぶ
⑥ 回収業者と打ち合わせをする	回収業者と日時・場所・回収品目・回収方法などについて相談をする
⑦ 決められたことを守る	各家庭であらかじめ分類し、決められたこと守る
⑧ 仕切り書を必ずもらう	回収収支を知るためにも、市からの交付金を置ける際にも必ず人用です
⑨ 市役所に申請書を行う	申請書・明細書・仕切り書を提出する

集団回収のメリット（全国 578 区市のアンケートから 平成 21 年度）

- 1、 環境意識の向上 83.4%
- 2、 コミュニティ活性化 68.3%
- 3、 分別収集コスト削減 43.1%
- 4、 資源物の質の向上 13.3%

<多摩市が作成した冊子「資源集団回収はじめませんか」>

- 1、 みんなで楽しいコミュニティ活動
補助金の有効な活用、地域の親睦を深める
- 2、 さいふにやさしいごみ減量
焼却・埋立しない、ごみ処理経費の節減
- 3、 地球にやさしいリサイクルの推進
天然資源の節減、エネルギーの節減、地球環境の保護

<集団回収と行政回収コスト比較>

	集団回収	行政回収
A市	12 円/kg	120 円/kg
B市	18 円/kg	91 円/kg
C市	45 円/kg	72 円/kg
D市	12 円/kg	30 円/kg
E市	6 円/kg	24 円/kg
F市	3.3 円/kg	28.5 円/kg

PR実施状況アンケート	
広報誌	64.6%
HPに専用ページ	51.6%
説明会等実施	13.3%
地域情報誌の特集号	1.9%
その他	9.8%

*以上集団回収マニュアル スチール缶リサイクル協会冊子から

平成24年度一般廃棄物処理計画（案）

（2月23日修正版）

平成24年4月1日
小金井市環境部ごみ対策課

目 次

はじめに	1～3
第1 平成23年度の状況	4～5
1 平成23年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況	4
2 ごみ処理量の状況	5
第2 平成24年度のごみ処理及びごみの減量計画について	6～11
1 ごみ処理計画	6
(1) ごみ中間処理及び資源化計画量（資源物回収分を除く）	6
(2) 資源物回収による資源化計画量	6
(3) 最終処分計画	6
2 ごみ処理計画における処理計画量等の算定	7～9
(1) 発生実績（推定）・見込み量の算定	7
(2) ごみ処理実績（推定）・見込み量及び計画処理量	8
(3) 資源物回収による資源化実績（推定）・見込み量	8
(4) 総資源化実績（推定）・見込み量の算定	9
3 ごみ減量計画及び達成に向けた施策	9～11
(1) ごみの減量計画	9
(2) ごみ減量達成に向けた施策	10～11
* 市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推測できるもの	11
第3 ごみの排出と収集及び処理	12～15
1 市指定収集袋による排出	12
2 収集の分別区分及び排出方法等	12～13
3 適正処理方法	13～15
(1) 収集方法	13～14
(2) 処理方法	14～15
第4 燃やすごみの処理	15
第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務	16
1 市民及び事業者の協力義務の内容	16
2 事業者の協力義務の内容	16
第6 処理施設の状況（整備）に関する事項	16～18
1 可燃ごみ処理施設	16～17
2 不燃ごみ処理施設	17
3 廃棄物最終処分場	18

第7	動物の死体処理について	18
1	市へ届け出るもの	18
2	市が収集するもの	18
3	処理方法	18
第8	し尿及び浄化槽汚泥の処理について	19
1	収集・運搬	19
2	し尿処理施設	19
第9	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	19~20
1	市が収集しない一般廃棄物の種類	19
(1)	家電リサイクル法に基づくメーカーによる回収	19
(2)	資源有効利用促進法に基づくメーカーによる回収	19
(3)	適正処理困難物	19
(4)	メーカーによる自主回収	20
(5)	特別管理廃棄物（薬局による自主回収）	20
2	処理方法の変更	20

別紙 平成24年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

可燃ごみの全量の処理を他市・一部事務組合にお願いしている中で
最大限のごみ減量を目指す

はじめに

- (1) 昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、構成市（調布市、府中市、小金井市）から排出される廃棄物を共同で処理することを目的に設立された一部事務組合で、昭和33年から焼却業務を開始し、施設の改修等を適時行いながら焼却業務を続けてきた。しかし、焼却施設の経年による劣化が著しくなり、平成19年3月末に全焼却炉を停止した。

この間、二枚橋衛生組合の構成各市は、施設の更新に向け平等の立場でさまざまな角度から協議を行ってきたが3市から排出される可燃ごみの全量を処理できる施設の二枚橋焼却場跡地での建替は困難との結論に至り、財産処分協議や構成各市議会での議論を経て平成22年3月末日をもって組合を解散した。

約半世紀という長期にわたり安全かつ安定的な焼却業務を継続できたことは、施設周辺にお住まいの皆さま並びに関係者各位のご理解・ご協力によるものであり深く感謝を申し上げます。

- (2) 当市では、組合の施設更新計画が困難な状況となり、焼却施設の老朽化が進行する中で、平成16年5月に国分寺市に対し将来の新ごみ処理施設の建設を含めて可燃ごみを共同処理することについて協議の申し入れを行い、双方において多角的な視野から協議・検討を進めることとなり、新施設の建設場所は当市が責任をもって確保することとなった。

- (3) このため、当市では、平成19年6月に「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所について諮問を行い、1年3か月の審議を経て同委員会から平成20年6月に答申が提出された。この答申を尊重し、二枚橋焼却場跡地を新ごみ処理施設建設場所として決定したいとする市の方針を、市民の皆さまに説明したが、地元を中心として建設に反対する意見は根強い状況となっている。

- (4) しかし、市の方針を明確にする必要があることから、平成22年3月末日に新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場用地として次のとおり決定し、当該用地を所有する調布市並びに府中市に対しては、跡地利用に係る理解を求めている。

【新ごみ処理施設の建設場所の決定について】

新ごみ処理施設の建設場所については、二枚橋焼却場用地とする。

なお、今後、建設実現のために不可欠な以下の2点の課題の解決に取り組んでいくものとする。

- (1) 組合解散後における当市が所有することとなる地積については、約3700㎡である。新ごみ処理施設を建設するためには、当該用地の全体が必要と見込まれることから、今後も関係市のご理解・ご協力を得ていくものとする。
- (2) 新ごみ処理施設の建設に当たり、周辺にお住まいの皆さまのご理解が得られるよう、地域との対話を継続的に行い、信頼関係の構築を図っていくものとする。

- (5) 新ごみ処理施設が完成し稼働するまでの今後10年間程度は、市内から発生する可燃ごみの全量の処理を他団体の施設に依頼せざるを得ない状況になったことに伴い、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱（以下「支援要綱」という。）に基づき、多摩地域の各市及び一部事務組合（以下「団体」という。）に、当市の可燃ごみの処理を依頼している。

各団体には、ご無理なお願いをすることとなったが、平成19年度は8団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合）に、同20年度は9団体（国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合）の中間処理施設（焼却施設）において支援をお願いすることができた。

- (6) この支援協定に基づく当市の可燃ごみの受け入れは、平成29年4月に新ごみ処理施設を稼働させるとした「新ごみ処理施設建設に係るスケジュール」（平成18年11月策定）を確実に進捗させることが条件となっていたが、当市の力不足により、当初のスケジュールにあった平成21年2月までに新ごみ処理施設の建設場所の決定ができなかったため、支援協定に基づくごみ処理支援継続の条件を満たすことができなくなった。

これにより、平成21年度は緊急的・人道的な立場から6団体（八王子市、昭島市、国分寺市、日野市、多摩川衛生組合、三鷹市）に当市のごみの受け入れをお願いし、平成22年度については、改訂された支援要綱に基づき、多摩川衛生組合、昭島市、八王子市、日野市から支援をいただいた。

続く平成23年度は、前年度同様、多摩川衛生組合から支援をいただくことができたが、当市のごみ問題に対する取り組みに厳しい意見が高まりを見せ、各団体も受け入れに慎重な姿勢となり、まさに危機的な状況を迎えることとなった。しかし、市長も自らの職を賭して各団体へ支援の要請を行った結果、当初から支援をお願いした多摩川衛生組合に加え7団体（国分寺市、日野市、多摩ニュータウン環境組合

(構成市＝八王子市、多摩市、町田市) 昭島市、町田市、八王子市、三鷹市) から支援をいただき、可燃ごみの全量処理を行った。

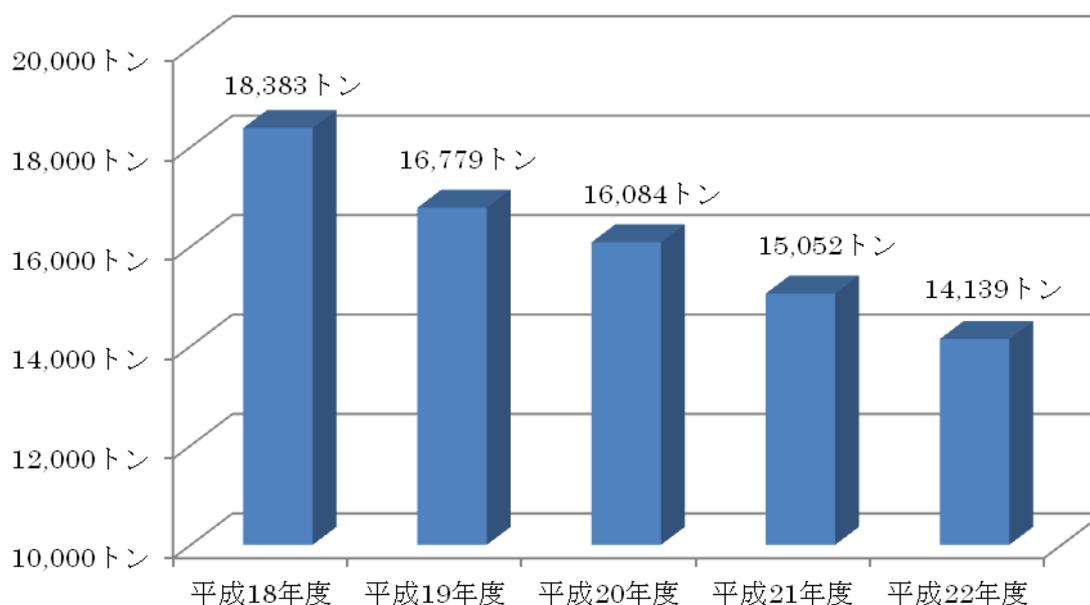
(7) こうした中で当市では、関係市の皆様へのご迷惑、ご負担を少しでも軽減するためにも可燃ごみの減量に努力を続け、平成22年度における小金井市の総ごみ量は、1人1日当たり621グラムと多摩地域では最小となり、全国の10万人以上50万人以下の地方公共団体の中でも、最も排出量が低い団体となっている。

このようなごみ減量の成果は、生ごみ処理機購入費補助制度を活用した取り組みや、ざつがみリサイクル袋等による古紙類の分別、枝木・落ち葉の堆肥化などの施策を背景にした、ごみゼロ化推進員の方々をはじめ市民の大変な減量努力によるものであり、市民の皆様にご心から感謝する。

しかし、新ごみ処理施設が稼働するまでの間、市内から発生する可燃ごみの全量を多摩地域の各施設に支援していただかなければならない現状の中で、施設周辺にお住まいの皆さまはもちろん、当該市の皆さまのご負担を少しでも軽減できるよう、平成24年度もさらなるごみ減量を目指す必要がある。

このためには、後述する各種の施策を効果的に実施しながら、今後とも最大限のごみ減量を進めなければならない。市では、引き続き市民の皆さまに更なるご理解・ご協力をお願いし、下記のとおり平成24年度一般廃棄物処理計画を策定する。

【燃やすごみ処理量の推移】



平成19年度以降、本市の可燃ごみの焼却処理をお願いすることとなった関係市の皆さま及び焼却施設周辺にお住まいの皆さまに、深く感謝申し上げますとともに、今後もより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1 平成23年度の状況

1 平成23年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況

- (1) 新たな施策として、水切りモニターを募り、一般家庭における生ごみ水切り効果の検証を実施した。その結果を持って次年度の更なる燃やすごみ減量の推進に取り組む際の重要な根拠となり、生ごみの水切りを行うことによる減量効果を市民に周知することにより、更なる燃やすごみの発生抑制につなげていく予定である。

また、ごみ分別及びリサイクルを指導するアドバイザー制度を導入し、適切なごみ分別及び資源化率の向上とごみ減量を図る取り組みは、ごみゼロ化推進委員の皆様を「ごみの相談員」と位置付けた取り組みを、10月よりスタートさせ、各委員のご自宅に表示看板を取り付けていただき、市民へのより身近な分別指導を行えるよう体制を整える事が出来た。

- (2) 充実させる施策として取り組んだ、一般家庭から排出された剪定枝を原則1束（袋）からの申し込み制による回収とし、全量資源化処理を行ったことにより、大幅な燃やすごみの削減を果たす結果となった。また、市内公立小中学校に設置する乾燥型生ごみ処理機を活用した一般家庭から排出される生ごみ夏休み投入及び土曜日投入活動が、地域住民のご理解により活用が広まり、機器の効率的活用による生ごみの資源化によりさらなる減量が図られた。

乾燥生ごみの戸別回収については、東日本大震災に伴う節電対策の影響から、電動式機器の利用を一時的に控える家庭もあったが、徐々に回復し、現在は継続的な運用が図られており、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の活用を含めた機器の普及に努めた。

- (3) 継続させる施策として取り組んだ、単身者が居住する集合住宅に対する適正な排出指導、市施設ごみゼロ化行動計画の充実によるごみ排出量の削減、各団体が取り組む集団回収の拡大に向けた行政サポート等の取り組みを行った。

- (4) 実施に向けて検討する施策として、ごみ減量化に向けた、新たな実証実験の実施に向けた取り組みについては、本市に最適かつ実現可能な総合的な生ごみ等の循環型モデル事業化のシナリオの提案を目指し、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した、「生ごみ等の循環型まちづくり推進事業委託」を実施し、この結果を踏まえ、今後のごみ減量施策の検討を行う。

2 ごみ処理量の状況

(1) 平成23年度一般廃棄物処理計画における処理見込み量18,314tに対し、その実績は18,002tになる見込みである。

(2) 平成23年度一般廃棄物処理計画において掲げた処理量の減量目標は、以下のとおりであった。

ア 可燃系ごみを平成22年度の処理量と比較して5%減とする。

イ 不燃系ごみ(有害ごみを除く)を平成22年度の処理量と比較して1%減とする。

上記の減量目標に対し、平成23年度処理量実績(見込み)は、可燃系ごみは7.2%の減となり、減量目標に達する見込みであるが、不燃系ごみは5.2%の増となり、不燃系ごみについては平成23年度のごみ減量目標には達しない見込みである。

平成23年度は、これまで4束以上を対象としていた剪定枝の資源化回収を1束からとしたことにより大幅な燃やすごみの減量が果たされたこと、また、一般家庭を中心としたごみ減量啓発によるごみ分別が徹底されたことにより、可燃系ごみの減量は引き続き見込まれるものの、一方、昨年度に続き不燃系ごみは増量化の傾向にあり、その要因は、分別の徹底により割り出されたもの以外の要因もあるため、これまでの推移と比較した場合、極端な増量は、単なる一過性のものとしてとらえるべきか否かについての判断は出来ないが、引き続き資源化率の向上と発生抑制を目指し取り組む必要がある。その他、市の施策や啓発が伝わりにくい集合住宅の住居者を対象とした生ごみの水切り及び古紙分別の徹底指導を行うこと、また、事業者に対する啓発指導等、継続的な協力依頼を行っていく必要がある。

また、市民1人1日あたりの発生量の目標613g(集団回収34gを除く)に対し、市民1人1日あたりの発生量は612g(集団回収34gを除く)になる見込みである。

以上を踏まえ、以下に平成24年度一般廃棄物処理計画を策定した。

第2 平成24年度のごみ処理及びごみの減量計画について

1 ごみ処理計画

(1) ごみ中間処理及び資源化計画量（資源物回収分を除く）

（単位：t）

分別区分		処理方法		平成24年度計画処理量
可燃系 ごみ	燃やすごみ	焼却		12,577
	粗大ごみ (可燃系)	資源化	木質粗大ごみをサーマルリサイクル	167
			ふとんをサーマルリサイクル	49
	小計			12,793
不燃系 ごみ	プラスチックごみ	選別	資源化 プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,658
			資源化 廃プラスチック類をケミカルリサイクル	473
	燃やさないごみ	破碎・選別	資源化 鉄等金属を資源化	450
			資源化 燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破碎後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル	1,339
	粗大ごみ (不燃系)	破碎・選別	燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破碎後、選別した廃プラスチック類等をサーマルリサイクル	579
			埋め立て	61
小計			4,560	
有害ごみ		一部資源化・埋め立て		50
合計			17,403	

(2) 資源物回収による資源化計画量

（単位：t）

分別区分	平成24年度資源化計画量	
古紙	5,980	
布	743	
枝木・草葉	902	
乾燥生ごみ	戸別回収	17
	拠点回収	1
びん	1,067	
空き缶	353	
ペットボトル	349	
トレイ	13	
金属	109	
ペットボトルキャップ	3	
合計	9,537	

*資源物回収については、平成24年度資源化計画量＝平成24年度見込み量としている。

(3) 最終処分計画

（単位：t）

中間処理後残渣		
区分	処理方法及び処理量	
可燃焼却処理後残渣	エコセメント化	901
不燃破碎処理後残渣	埋め立て	61

※可燃焼却処理後残渣は、平成22年度燃やすごみの処理量（家庭系）と、平成22年度焼却灰発生量から焼却灰の発生率を算出し、平成24年度燃やすごみの計画処理量（家庭系）に乗じて算出した。

2 ごみ処理計画における処理計画量等の算定

(1) 発生実績（推定）・見込み量の算定 （単位：t）

種 類	平成24年度見込み	平成23年度実績（推定）
可燃系ごみ	13,467	13,376
不燃系ごみ	4,608	4,576
資 源 物	9,537	9,472
有 害 ご み	50	50
合 計（A）	27,662	27,474

（算出方法）

- 1 発生実績（推定）・見込み量は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回収に排出（収集）される総量の実績（推定）・見込み量であり、これら収集・回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして「ごみ処理実績（推定）・見込み量」と「資源物回収による資源化実績（推定）・見込み量」とし、それらを合算したものである。
- 2 発生実績（推定）・見込み量は、以下の計算式により算出したものである。

○ 平成23年度実績（推定）

= 平成23年4月～9月発生実績 + 平成23年10月～平成24年3月発生実績（推定）量（*）

（*）平成23年10月～平成24年3月発生実績（推定）量

= 平成22年10月～平成23年3月発生量実績 × 平成23年4月～9月発生量実績の対前年増減率

なお、増減率の算出が困難な項目については、23年度発生実績（推定）量を23年度上半期実績値を参考とし推計した。

○ 平成24年度見込み

= 平成23年度発生実績（推定）量 × 人口伸び率（予測）

〔ごみの分別、資源化等において、前年度と全く同様の排出状況で人口の伸び率のみを加味したものである。〕

(2) ごみ処理実績（推定）・見込み量及び計画処理量

(単位：t)

分別区分		処理方法		平成24年度 計画処理量	平成24年度 見込み	平成23年度 実績(推定)	
可燃系 ごみ	燃やすごみ	焼 却		12,577	13,239	13,149	
	粗大ごみ (可燃系)	木質粗大ごみをサーマルリサイクル(*1)		167	176	175	
		布団をサーマルリサイクル(*1)		49	52	52	
	小 計				12,793	13,467	13,376
不燃系 ごみ	プラスチック ごみ	選 別	資源化 (B)	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,658	1,675	1,664
				廃プラスチック類をケミカルリサイクル(*1)	473	478	475
	燃やさない ごみ	破 砕 ・ 選 別	資源化 (C)	鉄等金属を資源化	450	455	452
				燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破砕後、選別した廃プラスチック類等をケミカルリサイクル(*2)	1,339	1,353	1,319
	粗大ごみ (不燃系)	選 別		燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破砕後、選別した廃プラスチック類等をサーマルリサイクル	579	585	571
				埋め立て	61	62	95
	小 計				4,560	4,608	4,576
	有害ごみ			一部資源化・埋め立て	50	50	50
合 計				17,403	18,125	18,002	

*別紙 平成24年度ごみ処理フロー図参照

- (算出方法) 1 平成24年度見込みは平成23年度実績(推定)量に人口伸び率(予測)を乗じたものである。
 2 平成24年度計画処理量は、9頁3(1)「ごみの減量計画」の数値を反映させて得た数値である。
 (1) 可燃系：平成24年度減量計画(平成24年度見込み×減量計画5%)
 (2) 不燃系：平成24年度減量計画(平成24年度見込み×減量計画1%)
 3 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量175t(見込み)及び一般家庭から出る生ごみを各家庭で自家処理している量は含んでいない。
 (*1) サーマルリサイクルとは、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することである。
 (*2) ケミカルリサイクルとは、製品の化学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化等)

(3) 資源物回収による資源化実績(推定)・見込み量 (単位：t)

分別区分	資源化実績(推定)・見込み量	
	平成24年度見込み	平成23年度実績(推定)
古紙	5,980	5,939
布	743	738
枝木・草葉	902	896
乾燥生ごみ	戸別回収	17
	拠点回収	1
びん	1,067	1,060
空き缶	353	350
ペットボトル	349	347
トレイ	13	13
金属	109	108
ペットボトルキャップ	3	3
合 計 (D)	9,537	9,472

*「プラスチック製容器包装」は混合収集であるため①ごみ処理見込み量に計上する。

(4) 総資源化実績（推定）・見込み量の算定

(単位：t)

区分	収集後資源化 実績（推定）・見込み量 (B)+(C) (注)1		資源物回収による資源化実績 (推定)・見込み量(D) 注)2		総資源化 実績（推定）・見込み量 合計(E)	
	平成24年度 見込み	平成23年度 実績(推 定)	平成24年度 見込み	平成23年度 実績(推 定)	平成24年度 見込み	平成23年度 実績(推 定)
	3,961	3,910	9,537	9,472	13,498	13,382

(注) 1 収集後資源化とは、ごみとして収集し破碎施設等での中間処理したものを資源化することをいう。

2 資源物回収による資源化とは、資源として分別収集し資源化することをいう。

(5) 総資源化率見込み（総資源化見込み量/発生見込み量：F/A）

48.8%（参考：平成22年度48.0% 平成23年度（見込み）48.7%）
 なお、焼却灰のエコセメント化を949tと見込み、総資源化率に加味すると、
 52.1%となる。

3 ごみの減量計画及び達成に向けた施策

(1) ごみの減量計画

本市は、平成17年8月に家庭ごみの一部有料化を実施し、さまざまな施策を通じてごみの減量・資源化を図り、一定の成果を上げている状況にある。

一方、本市の燃やすごみを長期間に渡って安定的に処理してきた二枚橋焼却場は老朽化により、平成19年3月末に全焼却炉を停止するに至った。このことにより平成18年10月には「ごみ非常事態宣言」を発し、この宣言の下、燃やすごみの10%減量を掲げ、諸施策を積極的に展開し一定の成果を上げてきた。しかしながら、多摩地域の多くの処理施設に燃やすごみの全量を処理していただいている本市としては、更に市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることが急務となっている。さらに、不燃系ごみについては増加が見込まれ、こうした厳しい状況の中で、確実に実現することを目指す計画として、平成24年度の減量計画を設定する。

平成24年度の減量計画

① 可燃系ごみ：平成23年度の処理量と比較して**5%減**

② 不燃系ごみ(有害ごみを除く。)：平成23年度の処理量と比較して**1%減**

*市民1人1日あたりの発生量の目標596g（集団回収分35gを除く）

参考 平成22年度実績 621g（集団回収32gを除く）

平成23年度見込み612g（集団回収34gを除く）

* 8頁(2) ごみ処理実績（推定）・見込み量及び計画処理量

(2) ごみ減量達成に向けた施策

市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるものについて、**本項 1 1 ページに記載**した。

① 新たに実施する施策

ア ごみの中に含まれる再使用可能なくつ・かばん類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進することにより、主に不燃系ごみの減量を図る。

イ 東京学芸大学と連携し、子供向け減量キャラクターを効果的に使用した広報活動を行い、若年層に対する意識啓発により、やがては世代間を越えたごみ減量を図る。

② 充実させる施策

ア 生ごみの水切り検証結果に基づく減量効果を周知し、燃やすごみの減量を図る。

イ ごみ分別指導員制度の定着と活動を広めるため、一般市民及び転入者等に対し、ごみ分別の知識を更に深めることにより、**ごみ減量・資源化の推進**を図る。

ウ 町会、自治会等の自主的な管理運営による大型生ごみ処理機の活用を広め、生ごみの減量を図る。

エ 教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進するため、中間処理場の活用も視野に入れたごみに関する意識の向上を図る。

オ 市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して夏休み及び土曜日における生ごみ市民投入を広め、生ごみの資源化の推進を図る。

③ 継続させる施策

ア 一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。

イ 生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の充実を図る。

ウ J A・市内農産物取扱店と行政との連携により、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。

エ 事業者に関する、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を周知し、機器設置及び活用の促進による事業系生ごみの減量を図る。

オ 販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の自主的な回収・処理の拡充を図る。

カ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。

キ 集合住宅の管理会社又は所有者と協働し、居住者に対するごみの徹底分別等、適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。

カ リサイクル推進協力店認定店舗数を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。

キ 市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。

ケ 各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化率における市民意識の向上及び活動の活性化を図る。

ク 大規模事業所及び中小すべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進を図る。

***市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるもの** (単位：t)

減量方法	算出方法	減量効果
1 古紙の分別を徹底した場合の減量	① 1人1日あたりの燃やすごみの量 $294\text{ g} \times 14.8\% (*1) \times 365\text{ 日}$ =1人が1年間古紙混入を防止した場合の減量 $15,882\text{ g}$ ② $15,882\text{ g} \times 116,943\text{ 人} \times 10\% (*2)$ *1 古紙混入割合：平成23年度組成分析調査時の値 *2 指導の効果を目指す目標：全人口の10%に対する新たな効果を見込む。	186
2 水切りを徹底した場合の減量	① 1世帯1日あたりの生ごみ排出量 505 g (単身世帯は 109 g) $\times 17.47\% (*3) \times 365\text{ 日}$ =1世帯が水切りした場合の1年間の減量 (一般世帯： $32,202\text{ g}$ 、単身世帯： $6,950\text{ g}$) ② $(32,202\text{ g} \times 31,391\text{ 世帯} + 6,950\text{ g} \times 25,476\text{ 世帯}) \times 25\% (*4)$ *3 水切りによる減量率：平成22年11月調査による。 *4 指導の効果を目指す目標：全世帯の25%に対する新たな効果を見込む。	297
3 生ごみ処理機による減量	(1) 生ごみ処理機使用による平成24年度の新たな減量(投入量) 1世帯の年間生ごみ投入量 $105,040\text{ g} \times$ 生ごみ処理機の台数 $260\text{ 台} (*5)$ *5 24年度新たに1年間、継続的に稼動する生ごみ処理機の台数	27
	(2) 生ごみ乾燥物をごみとして出す量 ① 1世帯の年間生ごみ投入量 $105,040\text{ g} \times 24\text{ 年度} 1\text{ 年間の乾燥型生ごみ処理機の新たな継続的稼動台数 } 165\text{ 台} \times 1/7 (*6)$ =市内で発生する生ごみ乾燥物の生成量 $2,475,943\text{ g}$ ② $2,475,943\text{ g} \times 18\% (*7) =$ 生ごみ乾燥物をごみとして新たに出される量 *6 電動式乾燥型生ごみ処理機で乾燥させた場合の減量率 *7 生ごみ乾燥物をごみに出している世帯の割合：平成22年度アンケート調査	$\Delta 0.4$
4 剪定枝の資源回収による減量	平成22年度回収量合計に対する同年4月回収量の割合 $3.3\% \times$ 平成24年度見込み量 $902,151\text{ k g} =$ 平成24年4月分見込み量 $29,771\text{ k g}$ 平成24年4月分見込み量 $29,771\text{ k g} -$ 平成23年度4月回収量 $16,215\text{ k g}$ =平成24年4月に新たに見込まれる量 (*8) *8 平成23年4月より、枝木・雑草は1束(袋)からの資源化を開始した。しかし、4月は移行期間のため、燃やすごみとして排出しても収集を行った。よって、平成24年4月分については、すべて資源化したものとみなし、新たに回収できる量として一部見込んだ。	14
	合 計	524
平成24年度の可燃系ごみの発生見込み量 $13,467\text{ t}$ に対する減量の割合		3.9%

第3 ごみの排出と収集及び処理

1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ

イ 事業系一般廃棄物（古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは450以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。）

2 収集の分別区分及び排出方法等

分別区分	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ	生ごみ・貝殻・紙おむつ・紙くず類・衛生上焼却するものなど	☆市指定収集袋（黄）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、落ち葉（2袋まで）は透明又は半透明の袋に入れて排出する。	
プラスチックごみ	ビニール・ポリ袋・硬質プラスチックなどのプラスチック	☆市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさないごみ	小型家電製品・皮革製品・ガラス類・せとものなど	☆市指定収集袋（青）に入れ、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	家電リサイクル法対象外の小型家電
有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・ライター	☆透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	☆申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	
枝木・草葉	枝木・落ち葉・雑草等の草木 *落ち葉については3袋以上	☆申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木：1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、束の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草：透明又は半透明の袋に入れて排出する。	2袋以下の落ち葉は、燃やすごみとしても排出する
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ	☆乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の朝8:30までに敷地内の排出場所に排出する。 *（透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設（公民館等市内公共施設11箇所）で拠点回収に持参可）	拠点回収は随時可

古紙・布類	新聞・段ボール・その他の紙（雑誌・雑紙）・紙パック・シュレッダーごみ・布類	<p>☆8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。</p> <p>☆新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。</p> <p>☆その他の紙（雑誌・雑紙）：雑誌は紙ひもで縛って排出する。雑紙は雑誌の間に挟んで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。</p> <p>☆紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。（スーパー等の拠点回収ボックスに持参可）</p> <p>☆シュレッダーごみ：透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。</p> <p>☆布類：透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。</p>	<p>紙パックの拠点回収は随時</p> <p>布類は収集開始（朝8時30分）直前で雨天の場合は回収中止</p>
スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶 卓上カセットボンベなど	☆中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶	飲料缶・菓子缶・茶缶 缶詰缶など	<p>☆中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。</p> <p>☆ペットボトルのふたは取って排出する。</p> <p>*（空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点回収ボックスに持参可）</p>	<p>空き缶・ペットボトル・びんの拠点回収は随時</p>
金属	なべ・釜・やかんなど		
ペットボトル	飲料用・醤油等調味料用		
びん	ガラスびん		
トレイ	発泡スチロール製トレイ	☆洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	☆洗って乾かして専用容器設置施設（公民館等市内公共施設13か所）に持参する。	随時

3 適正処理方法

(1) 収集方法

分別区分	収集回数等	収集方法
燃やすごみ	週2回（委託）	<p>☆種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参した紙パック、乾燥生ごみについては拠点回収する。</p>
プラスチックごみ	週1回（委託）	
燃やさないごみ	2週に1回（委託）	
有害ごみ	2週に1回（委託）	
粗大ごみ（注）	随時（委託）	
枝木・草葉	指定日（直営・委託）	
乾燥生ごみ	週1回（直営）	
古紙・布類	週1回（委託）	
スプレー缶	2週に1回（委託）	
金属		
空き缶		
ペットボトル		
びん		
		<p>☆種類ごとに分別したものを戸別収集（集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集する。）及び拠点に持参したものを拠点回収する。</p>

トレイ	随時 (委託)	☆種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。
紙パック		
ペットボトルキャップ	随時 (直営)	

(注) 上記は、家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

(2) 処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却 (委託)	☆家庭系一般廃棄物	支援先焼却施設 ☆焼却灰をエコセメント化(二ツ塚処分場)
		☆事業系一般廃棄物	民間処理施設 ☆焼却・溶融(ガス化溶融改質による発電ならびにスラグメタルおよび水酸化合物生成による再資源化)(民間処理施設)
プラスチックごみ	選別 (委託)	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化
		☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック	☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル(民間処理施設)
燃やさないごみ	破碎・選別 (委託)	☆金属 ☆破碎後のプラスチック類等 ☆不燃ごみ	☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリサイクル(民間処理施設) ☆破碎後のプラスチック類等をサーマルリサイクル(民間処理施設) ☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
有害ごみ	破碎 (委託)	☆蛍光管 ☆ライター	☆一部資源化・埋立処分(民間処理施設)
	選別 (委託)	☆乾電池 ☆水銀体温計	
粗大ごみ (可燃系)	破碎 (委託)	☆木質家具等は板状に分解	☆木質家具等をサーマルリサイクル(民間処理施設)
		※ふとんは中間処理をしていない	☆ふとんをサーマルリサイクル(民間処理施設)
			☆再使用可能なものを修理し販売(シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所)
粗大ごみ	選別・プレ	☆自転車・保管庫等大部分が	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資源化(民間処理施設)

(不燃系)	ス (委託)	金属のもの		☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設)
	破碎・選別 (委託)	☆上記以外の複 合素材 ☆金属 ☆破碎後のプラ スチック類等 ☆不燃ごみ		☆破碎後のプラスチック類等をケミカルリ サイクル(民間処理施設)
				☆破碎後のプラスチック類等をサーマルリ サイクル(民間処理施設)
				☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
				☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター-小金井リサイクル事業所)
枝木・草葉	チップ化 (委託)		民間処理施設	☆堆肥化(民間処理施設)
乾燥生ごみ				☆堆肥化(小金井市中町肥料化実験施設)お よび民間処理施設
ペットボトル	選別・プレス (委託)		小金井市中町中間処 理施設	☆一部を(財)日本容器包装リサイクル協会 に引渡し資源化
				☆一部を民間処理施設で資源化
スプレー缶	穴あけ・プレス (委託)		小金井市中間処理場	☆資源化(民間処理施設)
金属	選別 (委託)	小金井市中町中間処 理施設		
空き缶	選別・プレス (委託)			
布	選別 (委託)			
びん	選別 (委託)		民間処理施設	
古紙				
トレイ	選別・減容 (委託)		民間処理施設	
ペットボトル キャップ				☆NPO法人に寄付し資源化

(注) 斜線部分は市が中間処理をしていない。

第4 可燃ごみの処理

- (1) 平成19年3月末をもって二枚橋焼却場の全焼却炉の運転を停止したことに伴い、小金井市は国分寺市と可燃ごみの共同処理を目指し、新ごみ処理施設(平成29年4月稼働予定)が稼働するまでの間、多摩地域の各市及び一部事務組合に可燃ごみの全量の処理をお願いしなければならない。
- (2) 平成24年度における可燃ごみの処理委託先については、当面、〇〇からご支援を頂くことになるが、年間を通じての処理先を確保するには至っていない。このため、可燃ごみを安定的に処理するため、今後も全力を挙げて多摩地域の各団体に支援要請を行うものとする。

第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務

1 市民及び事業者の協力義務の内容

- (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、一般家庭及び事業者双方において、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
- (2) 4R、リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を実践し減量努力をする。
- (3) 環境に配慮した商品の購入や販売、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
- (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物について適正処理する。

2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製造、加工、販売の際、再生資源又は再生品の利用及び廃棄物となった場合適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売。
- (2) 事業系廃棄物の事業者自身による適正処理
- (3) 販売事業者による容器包装リサイクル法等に基づく特定容器等の自主回収・処理
- (4) ばら売り、量り売り及び簡易包装の推進、エコマーク付き商品及びリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制の確保

第6 処理施設の状況（整備）に関する事項

1 可燃ごみ処理施設

- (1) 小金井市、調布市、府中市（国道20号以北）の可燃ごみを焼却処理してきた二枚橋焼却場（調布市野水）は、経年による施設の老朽化のため平成19年3月末日をもって、全焼却炉の運転を停止した。
- (2) 小金井市では、二枚橋焼却場の老朽化を考慮し、平成16年5月、国分寺市に対し可燃ごみの共同処理の申し入れを行い、国分寺市と可燃ごみを共同処理する新焼却施設建設に係る今後のスケジュールを策定の上、平成18年10月31日に開催された市議会全員協議会での議論を経て、「新焼却施設建設に係るスケジュール」を同年11月6日に国分寺市に提示した。
- (3) また、小金井市焼却施設問題等検討委員会（庁内検討委員会）において新焼却施設建設候補地2か所（ジャノメミシン工場跡地及び二枚橋焼却場用地）の選定を行い、平成19年1月11日付けで国分寺市に提示し、この後、同年6月10日に本市は、「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮問した。同委員会は、1年3か月、36回、延べ160時間に及ぶ審議を経て、平成20年6月に「新ごみ処理施設の建設場所については二枚橋焼却場用地とする」との答申を提出し終了した。

- (4) この後、当市は平成20年7月に二枚橋焼却場の跡地を新ごみ処理施設の建設場所として利用することについて、調布市・府中市に対し協議の申し入れを行ったが、両市から跡地利用を「了」とする回答は得られず、建設スケジュールに基づく建設場所の決定を延期することとなった。この状況を考慮した東京都から、平成21年2月に広域的行政の見地から協議の場を設置するとの提案が行われ、当市は、この協議の場における議論も参考としながら、平成21年度中には一定の結論を得られるよう、関係団体との調整を行うこととなった。
- (5) この協議会では、構成市間において「まずは、組合解散を優先課題とすべき」との合意に達し、平成22年1月には組合解散に必要な関連議案が構成各市それぞれの市議会で議決されるに至り、昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、平成22年3月末に解散した。
- (6) 組合解散に伴い、当該跡地は等積で3分割し、各構成市に所有権が移転され、この分割された調布市・府中市の所有する土地を、現時点において小金井市で跡地利用させてもらうことについて了承が得られていない状況である。しかしながら、当市としては、他に新ごみ処理施設建設のための適地がなく、改めて跡地利用に係る市の方針を明確に定める必要があることから、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地と決定し、引き続き調布市・府中市に跡地利用のご理解を求めるとともに市民とりわけ周辺住民への丁寧な説明を行いながら、新ごみ処理施設の建設事業を推進する。
- (7) 二枚橋焼却場の施設解体等工事については、総合評価方式（制限付一般競争入札方式）により、落札予定者を決定した後、契約を締結し、平成22年度から解体工事を開始している。なお、工事期間については、平成24年度末までを予定している。

2 不燃ごみ処理施設

- (1) 施設名：小金井市中間処理場
- (2) 所在地：東京都小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 型式：高速回転複合式堅型破砕機
- (4) 処理能力：30t/5h（30t/5h×1基）
- (5) 現状

燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に、おおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来23年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育にも役立つ施設とした。

3 廃棄物最終処分場

- (1) 施設名：日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
(東京たま広域資源循環組合)
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
- (3) 構成市：小金井市を含む多摩地域25市1町
- (4) 現 状

小金井市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、焼却処理や破碎処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入されている。破碎処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされている。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万 m³で、平成22年度までに44.4%の埋立てが終了している。

エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはならない。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、燃やさないごみの資源化に取組み、埋め立て量の削減に努めている。

第7 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、市に届け出なければならない。

2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

1 収集・運搬

単位：kℓ

	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	82	市内全域	月2回	(委託) バキューム車に よる収集
	事業者			随時	

2 し尿処理施設

(1) 施設名：湖南処理場（湖南衛生組合）

(2) 所在地：東京都武蔵村山市大南5-1

(3) 形式：希釈前処理方式

(4) 処理能力：6kℓ/日

(5) 構成市：小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市

(6) 現状

組織市の公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少し処理能力200kℓ/日に対し、現在の処理量は6kℓ/日程度である。また、建設後40年以上経過した施設は、老朽化が進んだため改修工事が行われ、現在、処理能力を6kℓ/日に縮小し運転をしている。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

第9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物の種類

(1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
(家電リサイクル法に基づく販売店による回収)

(2) パソコン

(資源有効利用促進法に基づくメーカーによる自主回収)

(3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、

農薬、薬品、塗料等

(危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、専門の処理業者による回収(適正処理困難物))

- (4) オートバイ
(メーカーによる自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(薬局による自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。

